

令和 7 年

第 3 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

公開用

付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
36	教育委員会の委員の任命について	1
37	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	3
38	阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
39	阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
40	阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
41	令和 7 年度阿久根市一般会計補正予算（第 2 号）	別 冊
42	令和 7 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
43	令和 7 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
44	令和 7 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	

議案第36号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を、教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月5日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※
氏 名	原 田 大 輔
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

教育委員会の委員 古 賀 正 男 氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、その後任として 原 田 大 輔 氏を任命しようとするものである。

議案第36号参考

原 田 大 輔 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※
生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※
令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第37号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月5日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	寺 畑 幸 雄
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 大 田 俊 雄 氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、その後任として 寺 畑 幸 雄 氏を選任しようとするものである。

議案第37号参考

寺 畑 幸 雄 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第38号

阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月5日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の規定に準じ、選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る単価を改正するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成8年阿久根市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,700円」に改める。

(阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成8年阿久根市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「510円48銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された阿久根市議会議員及び阿久根市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第39号

阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月5日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が改正されたことから、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員の育児休業等に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成4年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和

43年阿久根市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の阿久根市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第40号

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月5日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

国家公務員に準じ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講ずるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）
第15条の3 任命権者は、阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成4年阿久根市条例第12号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 阿久根市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

